

平成18年4月1日より

第3期 「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」スタート

新たな計画の策定

町では、平成15年3月に第2期の「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者の保健福祉事業と介護保険事業に取り組んできました。

介護保険制度は、市町村が5年を1期として3年ごとに策定する『介護保険事業計画』にそって運営され、平成17年度は見直しの年にあたりました。また、『高齢者保健福祉計画』は介護保険事業以外の保健福祉施策全般にわたる計画であり、両計画の整合性を図り連携して事業を推進する必要があります。

第3期計画から計画期間が3年に改正されましたので、計画期間を平成18年度から20年度までとし、計画策定委員会でご審議をいただき、『幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』を策定しました。

高齢者をはじめ、すべて

の町民が住み慣れた幌延町で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、この計画の基本理念を『尊厳を持って明るく健やかに安心して暮らせるまちづくり』とし、次の4点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ① 尊厳を持って健やかに暮らせるまちづくり
- ② だれもが安心して住みやすいまちづくり
- ③ 生きがいとゆとりあるまちづくり
- ④ 地域で共に支え合う福祉のまちづくり

介護保険料の改定

介護保険事業計画には、今後3年間の介護サービスを安心して受けるのに必要なサービス量などを見込み、65才以上の第1号被保険者の介護保険料を推計しております。この推計

を基に設定しました介護保険料が、今年3月の町議会で議決されました。平成18年4月1日からの介護保険料は次の表のとおりです。また、低所得の方の保険料を軽減するため、非課税世帯の保険料段階を2つに分け、5段階から6段階に改正しました。また、税制改革による高齢者非課税限度額の廃止に伴い、保険料段階が上昇する方の軽減対策として、2年間の激

変緩和措置を設けております。(激変緩和措置による保険料は、表の保険料と異なります。掲載省略)

地域支援事業

18年度から介護予防を目的とした地域支援事業がスタートします。この事業は、介護保険の事業として、高齢者が要支援や要介護状態になることを予防し、地域において自立した日常生活が営むことができるように

■介護保険料と算定に関する基準

(基準額：第4段階)

段階	対象者	保険料
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 で住民税非課税世帯	基準額×0.5 【年額】 26,600円
第2段階	住民税非課税世帯(合計所得と課税年金の合計が80万円以下)	基準額×0.5 【年額】 26,600円
第3段階	住民税非課税世帯であって、第2段階該当者以外の者	基準額×0.75 【年額】 40,000円
第4段階	本人住民税非課税	基準額×1.0 【年額】 53,300円
第5段階	本人住民税課税 (合計所得200万円未満)	基準額×1.25 【年額】 66,700円
第6段階	本人住民税課税 (合計所得200万円以上)	基準額×1.5 【年額】 80,000円

する介護予防事業で、在宅介護支援センター(保健センター内)で実施します。

■問合せ先

町民課保健福祉グループ
介護保険担当
☎5-1111

こんなとき
行政相談員に
相談して下さい!

行政相談員は、社会的な信頼があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する民間